

ご旅行条件書（国内・海外 募集型企画旅行）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社ECC ECC海外留学センター（以下「当社」という）が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客さまは、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」という）を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。（以下「最終旅行日程表」といいます。）

2-1. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当社又は当社の受託旅行者(以下「申込者」といいます。)にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り込まれます。また、旅行代金は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立します。

(2)当社からは電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約承諾する旨の通知が、お客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要です。

(3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリ、インターネット等でお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知が到達したときに成立いたします。

(4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者を、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5)契約責任者は、当社らが定める日まで、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

(6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については何らの責任を負うものではありません。

(7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

2-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社らは、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社らがお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

(1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社らは、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

(2)当社らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時（また、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときもお客様に到達した時）に成立するとします。

(4)当社らは、ウェイティング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5)当社らは、ウェイティング期間中で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

3. お申込条件

(1)20歳未満の方は親権者の同意が必要で、ご参加にあたって特別の条件を定める旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。またお客様が暴行団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(2)健康を害している方、車椅子等の器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらかじめ当社らのご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。お申し出を受けた場合、当社は、必要かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面ですれらをお申し出いただくことがあります。当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。

(3)お客様がお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込をお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。尚、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様負担とさせていただきます。

(4)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとして一切の費用はお客様の負担になります。

(5)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースより別途条件でお受けする場合があります。

(6)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合はご参加をお断りする場合があります。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合はご参加をお断りする場合があります。

(8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合はご参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。また、最終旅行日程表をお渡しするコースについては遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日

より前、又は当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金について

(1)本コースの子供旅行代金の設定についてはホームページ、パンフレット等でご確認ください。ホームページ、パンフレット等に記載がない場合には子供旅行代金の設定はありません。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。

(3)「旅行代金」は、第2項の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第15項(2)の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミー）、宿泊費、食費、入場料・拝観料等、及び消費税等諸費。

(2)添乗員・スタッフが同行するコースにおける添乗員・スタッフ経費。

(3)その他ホームページ、パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨を表示したものの、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）

(2)空港施設使用料

(3)ワイヤード、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・手数料。

(4)ご希望者のみ参加されるバリエーション料金

(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く

(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 追加代金

第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます。）

(1)「パンフレット等」で当社が「グレードアッププラン」と称するお申し込み又は部屋の「グレードアップ」のための追加代金

(2)「食事サービス」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金

(3)パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するお申し込みの宿泊延長のための追加代金

(4)パンフレット等で当社が「アップグレード追加代金」と称する航空座席のアップグレードに要する運賃・料金差額

(5)その他パンフレット等で「xxx追加代金」と称するもの(ストリートビュー追加代金、航空会社指定ご希望を受けると旨「パンフレット」に記載した場合の追加代金等)

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後も、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後も、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したときによる変更の差額を除き、当社はその差額だけ旅行代金を変更します。

(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。又契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

13. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

(2)旅行代金のお支払いは、旅行開始日の前日までに、お申し込みの翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと、取消料と同額の違約料をいただきます。

(3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消料とみなし、所定の取消料を取ります。

国内旅行に係る取消料

区分	取消料
1 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日(日帰り旅行にあっては十日)に当たる日以降に解除する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内

ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
2 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

海外旅行に係る取消料

区分	取消料
1 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項及び第3項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ロからニまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
2 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合(ロからニまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の80%以内
3 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。	
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

14. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み日の営業時間内にお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りします。

b. 第1項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

d. 当社がお客様に対し、第4項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e. 当社が責任に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻いたします。

